固定資産の減価償却開始月の登録誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  大阪府立病院機構 | 母子保健総合医療センターでは、平成23年度から３年にかけて手術棟の増設工事が行われ、平成26年３月に工事完成後、引渡しを受け、同月に医療器具等の器械備品（626点）を購入し、当該手術棟は同年５月から使用を開始した。  　器械備品の減価償却は、使用開始月である平成26年５月から開始すべきであるが、登録担当者が使用開始日を確認することなく購入した同年３月から開始されており、平成25年度の減価償却費が12,266千円過大計上となっていた。  固定資産取得件名一覧表には、取得年月日の記載欄はあるが、使用開始日の記載欄がないことから、取得年月日で登録したことが原因である。 | 【是正を求めるもの】  器械備品については、使用開始月で減価償却を開始するよう登録を是正するとともに、本件のように固定資産の取得日と使用開始日が異なる場合には、減価償却開始日に誤りが起こり得るので、規定に従い適正に登録が徹底されるよう周知徹底されたい。   |  | | --- | | 【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】  （減価償却の方法）  第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。 | | 各センターからの報告様式である「固定資産取得件名一覧表」に「使用開始日」の欄を新たに設けた。  また、過大計上となっている減価償却費について、平成26年度決算作業で修正を行った。 |